

会津若松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 20年度人件费率
21年度	人	千円	千円	千円	%	%
	126,623	46,551,725	831,590	8,124,031	17.5	19.3

(注) 住民基本台帳人口は、平成 22 年 3 月 31 日現在の人数です。

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

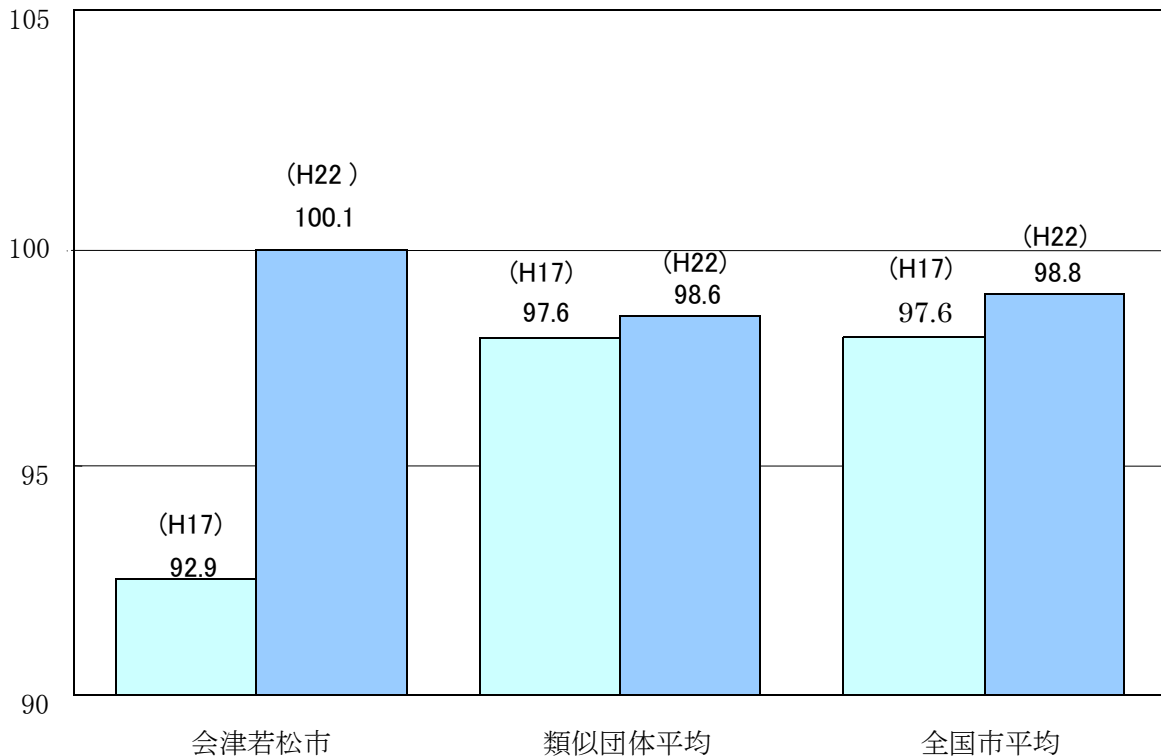
	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	891	3,572,936	653,919	1,300,822	5,527,677	6,204	6,255

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(注) 2 職員数は、平成 21 年 4 月 1 日現在の人数です。

(3) 特記事項 なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(注) 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 一般行政職給料表の状況（平成22年4月1日現在）

単位：円

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	137,900	188,900	226,700	266,400	294,300	326,200	372,300	420,800
最高号給の給料月額	247,900	314,900	362,800	397,400	412,500	440,300	466,900	489,500

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
会津若松市	43.0歳	337,200円	367,600円
国	41.9歳	325,579円	395,666円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料額	平均給与月額 (国ベース)
会津若松市	49.4歳	91人	343,600円	362,600円
うち清掃職員	46.5歳	23人	338,100円	367,000円
うち学校給食員	51.5歳	22人	377,700円	388,400円
うち用務員	49.3歳	13人	348,800円	361,600円
うち自動車運転手	49.0歳	18人	322,600円	345,900円
その他	51.0歳	15人	322,500円	338,600円
国	49.3歳	3,955人	284,514円	322,291円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

(注) 2 「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

		会津若松市	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100円	181,800円	172,200円
	高校卒	142,500円	146,900円	140,100円
技能労務職	高校卒	142,500円	155,250円	137,200円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成22年4月1日現在）

		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	282,380円	317,141円	363,924円
	高校卒	227,067円	286,900円	317,300円
技能労務職	高校卒	—円	303,000円	333,333円

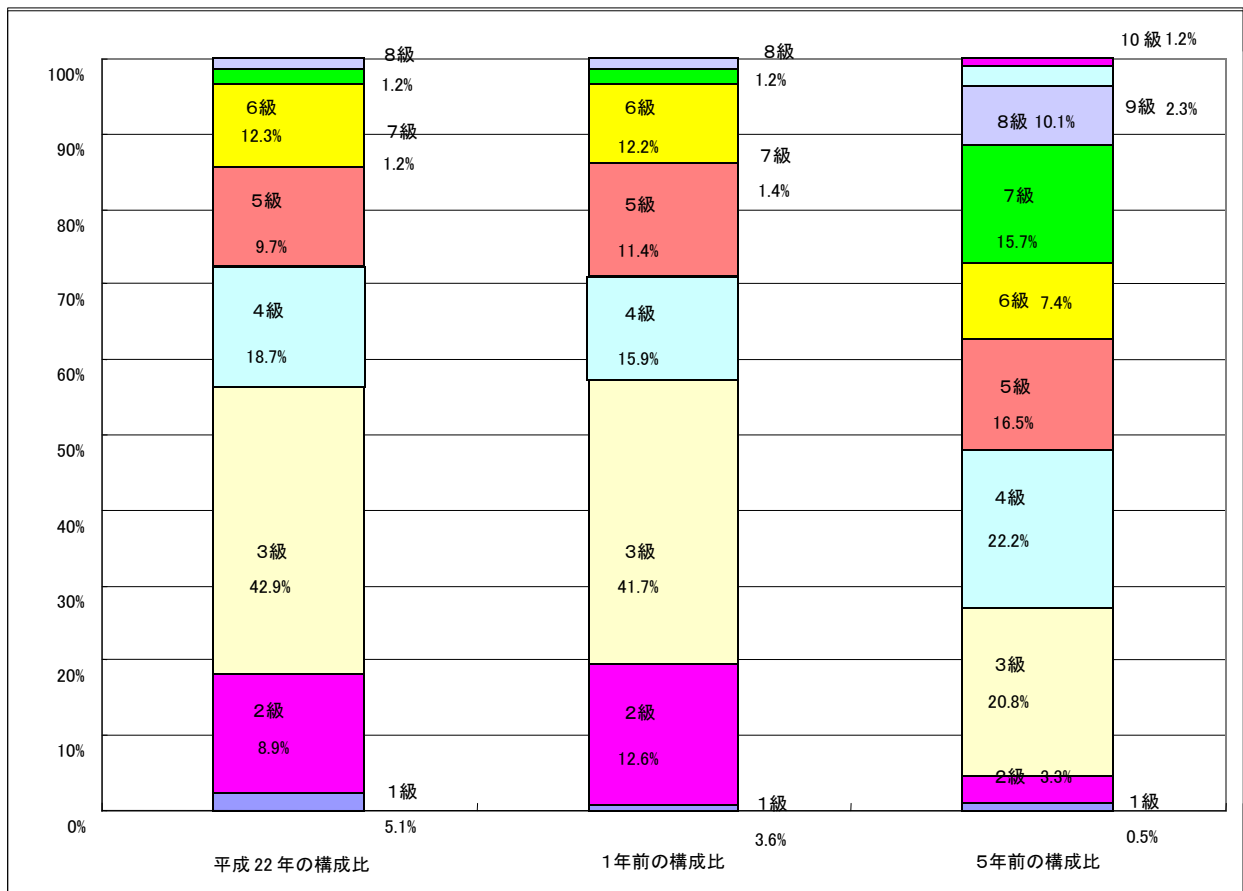
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	・ 定型的な業務を行う職務	34人	5.1%
2 級	・ 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	60人	8.9%
3 級	・ 副主幹又はこれに相当する職務 ・ 主査又はこれに相当する職務	288人	42.9%
4 級	・ 主幹又は主任主査の職務若しくはこれらに相当する職務 ・ 困難な業務を処理する副主幹又はこれに相当する職務	126人	18.7%
5 級	・ 困難な業務を処理する主幹又は主任主査の職務若しくはこれらに相当する職務 ・ 特に困難な業務を処理する副主幹又はこれに相当する職務	65人	9.7%
6 級	・ 企画副参事の職務又はこれに相当する職務 ・ 課長の職務又はこれに相当する職務	83人	12.3%
7 級	・ 部長の職務又はこれに相当する職務 ・ 重要な業務を処理する企画副参事の職務又はこれに相当する職務	8人	1.2%
8 級	・ 重要な業務を所掌する部長の職務又はこれに相当する職務	8人	1.2%
計		672人	100.0%

(注) 1 会津若松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に10級制から8級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

① 昇給の実施時期

平成 22 年 1 月 1 日

② 勤務成績の証明

所属長が過去 1 年間の勤務成績を反映し証明します。

③ 昇給への勤務成績の反映状況

判定基準を①勤務成績が極めて良好、②勤務成績が特に良好、③勤務成績が良好、④勤務成績がやや良好でない、⑤勤務成績が良好でない 5 つの区分とし、①区分が 26 名（4.0%）、②区分が 122 名（18.8%）、③区分が 493 名（75.8%）、④区分が 5 名（0.8%）⑤区分が 4 名（0.6%）の決定となりました。

(注) 一般行政職の職員数には各行政委員会の職員も含まれます。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

会津若松市	(参考) 福島県	(参考) 国
1 人当たり平均支給額 (21 年度一般会計) 1,460 千円	1 人当たり平均支給額 (21 年度) 1,714 千円	
(21 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.65 月分 1.40 月分 (1.45 月分) (0.70 月分)	(21 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.65 月分 1.40 月分 (1.45 月分) (0.70 月分)	(21 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.75 月分 1.40 月分 (1.50 月分) (0.70 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は再任用職員に係る支給割合です。

(注) 一般行政職の職員数には各行政委員会の職員も含まれます。

(2) 退職手当の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

会津若松市	(参考) 国
1 人当たり平均支給額 (21 年度) 自己都合 1,047 千円 勸奨・定年 26,243 千円	
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続 20 年 23.5 月分 30.55 月分 勤続 25 年 33.5 月分 41.34 月分 勤続 35 年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続 20 年 23.5 月分 30.55 月分 勤続 25 年 33.5 月分 41.34 月分 勤続 35 年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

なし

(4) 特殊勤務手当

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。

平成19年4月1日から、手当の種類、支給対象業務及び支給単価等を見直しました。

支給実績（21年度一般会計決算）	165,840 円
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	3,685 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）	5.0 %
手当の種類（手当数）	5種類

手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
滞納処分業務手当	右記業務に従事した職員	市税等の差押に伴う交渉に従事したとき	日額 300 円
動物死体処理作業手当	右記業務に従事した職員	犬、猫等の損壊した死体処理作業に従事したとき	回収1体又は焼却につき 300 円
社会福祉業務手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人又は変死体の処理作業に従事したとき	処理1体 1,000 円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	日額 300 円
		夜間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下における積雪道路の除雪車による除雪作業及び排雪等作業に従事したとき	日額 300 円
用地交渉業務手当	右記業務に従事した職員	庁外において公共の用の供する土地の取得等や公共の事業の施行により生ずる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から起算して10回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務のうち、心身に著しい負担や困難性のある交渉業務に従事したとき	日額 300 円

(5) 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績（21年度一般会計）	285,295 千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	360 千円
支給実績（20年度一般会計）	289,211 千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	367 千円

(6) その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	支給要件		支給単価	
	国制度との同異	国との制度と異なる内容	支給実績（21年度一般会計決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	①配偶者	②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	○配偶者 13,000 円	○配偶者以外 ・1人目(配偶者あり) 6,500 円 ・1人目(配偶者なし) 11,000 円 ・2人目以降 6,500 円 ・特定期間加算 5,000 円
	②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫		○配偶者以外	
③60歳以上の父母及び祖父母	・1人目(配偶者あり) 6,500 円			
④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	・1人目(配偶者なし) 11,000 円			
⑤重度心身障害者	・2人目以降 6,500 円 ・特定期間加算 5,000 円			
同		113,722 千円	246,684 円	

住居手当	①自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている場合 ②その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である場合 ※②については、平成21年12月より廃止	【借家】 ・月額20,500円以下の家賃・・・家賃月額-9,500円 ・月額20,500円を超える家賃(支給限度額27,000円)・・・11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2 【持家】 ・新築又は購入5年以内3,500円 ・新築又は購入6年以上2,500円 ※持家にかかる住居手当については平成21年12月より廃止		
	異	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	44,313千円	131,040円
通勤手当	①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道2km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道2km以上であること	①運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額 ②自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給		
	異	運賃等相当額が55,000円を超える場合、超える額の1/2を加算	53,892千円	80,772円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円~45,000円		
	同		624千円	208,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、管理職手当を支給	・部長相当職の8級職員 84,600円 ・部長相当職の7級職員 79,700円 ・企画副参事相当職の7級職員 66,400円 ・企画副参事相当職の6級職員 62,300円 ・課長相当職の職員 54,000円 ・総務主幹相当職の職員 45,700円		
	異	官職を一種から五種に区分し、それぞれの定額が定められている	70,016千円	715,056円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の135/100の額		
	同		10,395千円	222,360円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の25/100の額		
	同		-千円	-円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	勤務1回につき4,200円		
	異	特別の宿日直手当を支給	-千円	-円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額		
	同		56,041千円	68,260円
災害派遣手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求められたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき5,140円~6,620円		
	同		-千円	-千円

6 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給料	市長	1,008,000 円	参考：類似団体における最高額／最低額 1,080,000 円／ 630,000 円	
	副市長	809,000 円	840,000 円／ 595,000 円	
報酬	議長	553,000 円	参考：類似団体における最高額／最低額 623,000 円／ 431,000 円	
	副議長	513,000 円	538,000 円／ 369,000 円	
	議員	481,000 円	490,000 円／ 339,000 円	
期末手当	市長 副市長	(21年度支給割合) 3.00 月分		
	議長 副議長 議員	(21年度支給割合) 3.00 月分		
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×46/100	(1期の手当額) 22,256,640 円	(支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×30/100	11,649,600 円	任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

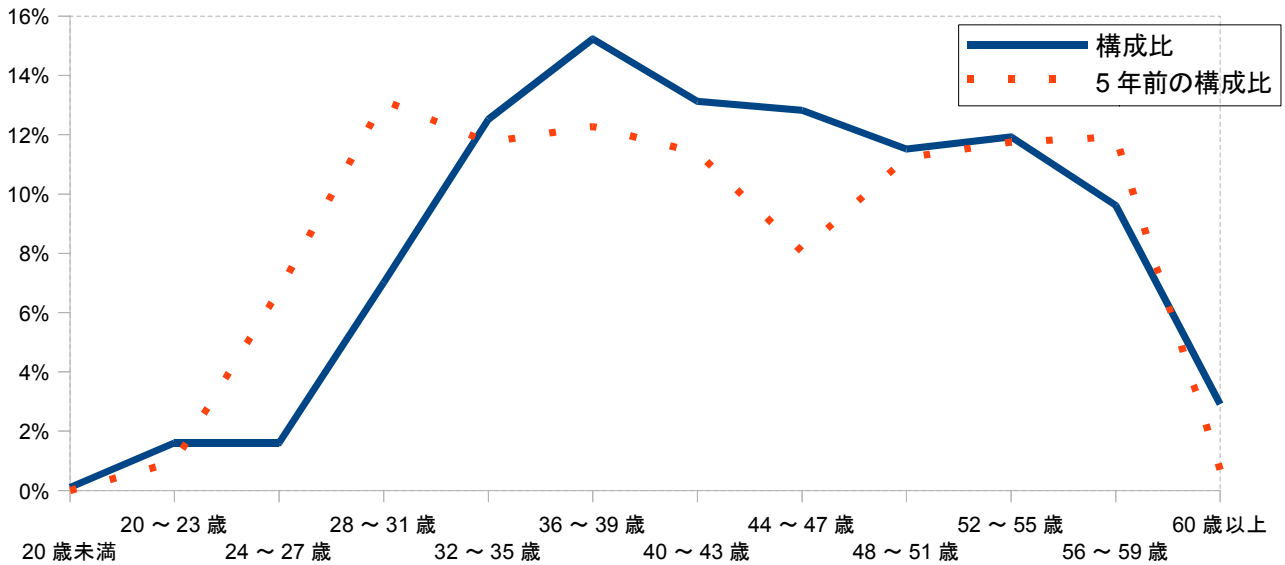
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成 21 年	平成 22 年			
普 通 会 計 部 門	議会	11	12	1	東北市議会議長会事務局の業務に伴う増	
	一 般 行 政 部 門	総務	215	214	▲1	定額給付金業務の終了による減、鶴ヶ城周辺公共施設活用構想の企画業務による増
		税務	69	68	▲1	事務執行体制の見直しによる減
		民生	131	129	▲2	事務執行体制の見直しによる減
		衛生	78	75	▲3	事務執行体制の見直しによる減
		労働	3	3		
		農水	48	49	1	水田農業構造改革対策による農政部門の増
		商工	34	35	1	地域経済対策強化による増
	土木	131	130	▲1	事業費縮減による減	
	小計	720	715	▲5	参考：人口1万人当たり職員数 56.47人 (類似団体人口1万人当たりの職員数53.14人)	
教育	158	154	▲4	学校給食、学校用務員の委託による減		
消 防						
小 計	879	870	▲9	参考：人口1万人当たり職員数 68.71人 (類似団体人口1万人当たりの職員数73.55人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水道	66	41	▲25	浄水施設運転管理業務及び水道料金徴収等委託による減	
	下水道	28	28			
	その他	58	59	1	国保税収納業務体制強化による増	
	小 計	152	128	▲24		
合 計	1,031 〔1,171〕	998 〔1,171〕	▲33 〔 0 〕			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（教育長を含む）。

2 〔 〕内は、条例定数の合計（教育長を含む）。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成22年4月1日現在）



区分	23歳未満	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	17	16	70	125	152	131	128	115	119	96	29	998

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数（教育長を含む）。
 2 20歳未満は少数のため、23歳未満に含めて表示しています。

(3) 職員数の推移

部門別	年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の	
								増減数	増減率
一般行政		753	749	729	727	720	715	-38	-5.0%
教育		211	204	191	169	159	155	-56	-27.0%
消防									
普通会計計		964	953	920	896	879	870	-94	-10.0%
公営企業等会計計		176	162	156	158	152	128	-48	-27.0%
総合計		1,140	1,115	1,076	1,054	1,031	998	-142	-12.0%

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併前の年については、合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与比率 B/A	(参考)20年度の 総費用に占める 職員給与比率
21年度	千円 2,872,639	千円 553,968	千円 537,196	% 18.70	% 24.13

	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均1人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤 勉手当	計 B		
21年度	人 65	千円 263,332	千円 47,950	千円 96,761	千円 408,043	千円 6,278	千円 6,567

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(注) 2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成22年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
会津若松市	42歳 6月	353,314 円	523,166 円
団体平均	45歳 6月	366,719 円	546,495 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		(参考) 一般会計	
1人当たり平均支給額 (21年度)		1人当たり平均支給額	
1,473 千円		1,460 千円	
(21年度支給割合)		(21年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.65 月分	1.40 月分	2.65 月分	1.40 月分
(1.45 月分)	(0.70 月分)	(1.45 月分)	(0.70 月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	

(注) () 内は再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当の状況（平成22年4月1日現在）

水道事業			(参考) 一般会計		
1人当たり平均支給額 (21年度)			1人当たり平均支給額 (21年度)		
自己都合	0 千円		自己都合	1,047 千円	
勸奨・定年	25,953 千円		勸奨・定年	26,243 千円	
死亡	25,953 千円				
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当の状況（平成22年4月1日現在）

なし

エ 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（21年度決算）		1,111千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）		61,746円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）		27.27%	
手当の種類（手当数）		4種類	
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
停水処分手当	右記業務に従事した職員	停水処分に従事したとき	処分1件につき 300円
変形勤務手当	右記業務に従事した職員	急速系浄水作業に従事したとき	2直、3直の勤務につき それぞれ1回800円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	電気工作物の保安、点検作業又は専ら水質検査作業に従事したとき	勤務1日につき 150円
	右記業務に従事した職員	専ら給水装置の開閉栓作業に従事したとき	勤務1日につき 100円
	右記業務に従事した職員	重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	勤務1日につき 300円
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	庁外において事業の用に供する土地の取得等や事業の施行により生じる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から10回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務に従事したとき	勤務1日につき 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（21年度水道事業会計）	18,939千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	316千円
支給実績（20年度水道事業会計）	21,995千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	314千円

カ その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	支給要件		支給単価	
	会津若松市職員との異同	会津若松市職員との制度の異なる内容	支給実績（21年度水道事業会計決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者		○配偶者 13,000円 ○配偶者以外 ・1人目（配偶者あり） 6,500円 ・1人目（配偶者なし） 11,000円 ・2人目以降 6,500円 ・特定期間加算 5,000円	
	同		9,728千円	277,934円

住居手当	①自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている場合 ②その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である場合(平成21年12月から廃止)	【借家】 ・月額20,500円以下の家賃・・・ 家賃月額-9,500円 ・月額20,500円を超える家賃(支給限度額27,000円)・・・ 11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2 【持家】(平成21年12月から廃止) ・新築又は購入5年間3,500円 ・新築又は購入6年間2,500円		
	同		3,822千円	95,553円
通勤手当	①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道2km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道2km以上であること	①運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額 ②距離区分に応じて支給		
	同		5,413千円	88,738円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円~45,000円		
	同		-千円	-円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、給料月額について適正な管理職手当を支給することができる	・部長相当職(8級)84,600円、部長相当職(7級)79,700円、企画副参事相当職(7級)66,400円、企画副参事相当職(6級)62,300円、課長相当職54,000円、総務主幹相当職45,700円		
	同		4,296千円	716,000円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の135/100の額		
	同		1,295千円	35,964円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の25/100の額		
	同		346千円	38,412円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	勤務1回につき4,200円		
	同		-千円	-円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額		
	同		4,398千円	67,659円
災害派遣手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき 5,140円~6,620円		
	同		-千円	-千円

(千円未満四捨五入)